

## 司法試験・予備試験としての法律科目

### 1. 司法試験・予備試験の制度

#### (1) 司法試験

##### ア. 受験資格

司法試験には受験資格があり、法科大学院に進学するか、予備試験に合格する必要がある。

法科大学院には、既修者コース（2年間）と未修者コース（3年間）があり、当初は、各コースを修了する必要があったが、令和5年からは、各コースの最終学年で一定の成績要件を満たすことでも受験資格を得られるようになった（これを「在学中受験」という。）

##### イ. 日程、科目、合否判定

司法試験では、短答式試験と論文式試験が同じ日程で実施され、短答式試験に合格した受験者だけが論文式試験の採点を受けることができ、短答式試験と論文式試験の総合点で最終的な成績と合否が決まる。

**短答式試験**：憲法（50点）、民法（75点）、刑法（50点）、合計175点  
合格点は、年度によって大きく異なり、平成27年は114点であったが、その後、徐々に合格点が下がっていき、令和2年から令和6年までの5年間は、93点～99点で推移している。

**論文式試験**：公法系（憲法・行政法）、民事系（民法・商法・民事訴訟法）、刑事系（刑法、刑事訴訟法）、選択科目（労働法、倒産法、経済法など）の合計8科目であり、各科目100点（合計800点）

令和2年から令和6年までの5年間は、合格ラインは360～380点で推移している。

##### ウ. 合格率

合格率は、最低で22.60%（平成26年）、最高で48.30%（平成18年）であり、近年は40%前後で推移している。

#### (2) 予備試験

予備試験は、法科大学院に進学しなくても司法試験の受験資格を得られるようにするために、平成23年から導入された制度である。

##### ア. 受験資格

司法試験や旧司法試験と異なり、予備試験には受験資格がない。

例えば、近年は、高校在学中に予備試験に（さらには司法試験にも）合格する人もいる。

##### イ. 日程、科目、合否判定

予備試験は、短答式試験（7月）、論文式試験（9月）、口述式試験（翌年1月）という流れで実施され、短答式試験に合格した受験者のみが論文式試験に進むことができ、論文式試験に合格した受験者のみが口述式試験に進むことができる。

論文式試験や口述式試験に不合格だった場合には、短答式試験から受け直す必要がある。

**短答式試験：**公法系（憲法・行政法） 各科目30点（合計60点）

民事系（民法・商法・民事訴訟法） 各科目30点（合計90点）

刑事系（刑法・刑事訴訟法） 科目30点（合計60点）

一般教養科目（人文科学・社会科学・自然科学・英語） 60点

※一般教養科目では、合計40問のうち20問を受験者ごとに任意に選択して解答する（1問3点）

合格点は、年度によって大きく異なり、最高で170点（平成26年、平成27年）、最低で156点（令和2年）であり、直近3年だと、162点（令和6年）、168点（令和5年）、159点（令和4年）。

直近3年の合格率は、21.85%（令和6年）、20.07%（令和5年）、21.75%（令和4年）。

**論文式試験：**公法系（憲法・行政法）、民事系（民法・商法・民事訴訟法）、刑事系（刑法、刑事訴訟法）、法律実務基礎科目（民事・刑事）、選択科目（労働法、倒産法、経済法など）の合計10科目であり、各科目50点（合計500点）。

合格点は、年度によって大きく異なり、最高で255点（令和5年）、最低で210点（平成25年、平成26年）であり、直近3年だと、245点（令和6年）、255点（令和5年）、240点（令和4年）。

直近3年の合格率は、17.45%（令和6年）、19.00%（令和5年）、17.84%（令和4年）。

**口述式試験：**主査・副査と呼ばれる二人の面接官から出題された問題に対し、その場で口頭で回答する。

科目は、民事実務基礎科目（民法と民事訴訟法の延長にある科目）と刑事実務基礎科目（刑法と刑事訴訟法の延長にある科目）。

合格率は98%前後。

**最終合格率：**最終合格率は、初年度である平成23年では1.8%であったが、それから上昇し、現在は3.5～4.0%で推移している。

## 2. 法律の分類

法律は、①国家が国民の権利・自由を制限する法律、②国民どうしの関係を規律する法律、③国家が国民に給付をするための法律、④行政と国民の関係を規律する法律、⑤裁判の手続を定めている法律に分類される。本来はもっと細かい分類があり、また、別の分類の仕方もあるが、学習を始める段階では、上記のように理解しておけば足りる。

典型例は、刑法（①）、民法・労働法（②）、生活保護法（③）、行政法（④）、民事訴訟法・刑事訴訟法（⑤）。

### 3. 法律の条文

法律では、その趣旨を実現するために、個々の条文が定められている。

条文は、法律学習の出発点であり、なお且つ、試験でも実務でも最も重要である。

(横領)

#### 第252条

- 1 自己の占有する他人の物を横領した者は、5年以下の拘禁刑に処する。
- 2 自己の物であっても、公務所から保管を命ぜられた場合において、これを横領した者も、前項と同様とする。

条文は、通常、法律要件と法律効果からなる。

刑法252条は、横領罪について定めており、「自己の占有する他人の物を横領した者」という法律要件を満たした者については、その法律効果として、横領罪という犯罪が成立し、「5年以下の拘禁刑に処する」ことが可能となる。

条文のうち、特に法律要件については、敢えて抽象的に定められている。予めあらゆる事象を想定して、それら全てをカバーできるように条文を具体的に定めることは現実的に不可能であり、仮にやろうとしても、必ず漏れが生じる。だからこそ、条文は、解釈により様々な事例に柔軟に対処できるように、敢えて、解釈の余地が残るように抽象的に定められているのである。

その解釈をするのは、行政機関（通達など）、裁判所（最高裁判所判例）、学者などである。通達は、上級行政機関が法律を執行する下級行政機関に対して発する法解釈の基準であり、少なくとも下級行政機関に対しては拘束力を有する（※裁判所は、ある法律の解釈が裁判で問題となった場合、通達が示した解釈に拘束されることなく、自らの判断により、通達と異なる解釈をすることができる。）。最高裁判所判例の示した解釈には、判例変更が行われないう限り、それ以降の裁判所を事実上拘束するという意味で、拘束力が認められる。他方で、学者の示した解釈は、法律の執行機関や裁判所を拘束する力を持たないが、裁判所が法解釈をする際に参考にされることはある。

### 4. 論点とは？

#### (1) 条文解釈が学習の大半を占める

前記3の通り、法律の条文のうち、特に法律要件については、解釈により様々な事例に柔軟に対処できるように、敢えて、解釈の余地が残るように抽象的に定められている。ある条文の文言をどのように解釈すべきかを示しているのが、最高裁判所判例や学説であり、これが司法試験・予備試験対策の学習における重要部分を担っている。学習すべき情報の量で言えば、条文自体が2割、条文解釈が8割である。

例えば、刑法252条は、横領罪の成立要件として、「自己の占有する他人の物を横領した者」と定めており、「自己の占有」（事実上の占有に限られず、法律上の占有も含まれるか）、「物」の意味（財産的価値の要否、有体物に限られるかなど）、「横領」の意味などが解釈に委ねられている。

ある条文の文言の解釈について、ほぼ争いがなく、事実上一つしか解釈の仕方が

あり得ない場合がある一方で、複数の解釈の仕方があり、判例と学説で、あるいは学説どうしで解釈の仕方について対立している場合もある。「論点」とは、後者の場合を意味する。

## (2) 見解どうしの優劣

ある「論点」について、A説、B説、C説…というように見解が対立しているところ、いずれの見解についてもそれなりの学術的根拠がある以上、試験ではどの見解を採用しても構わないというわけでは、決してない。

例えば、A説（最高裁判所判例。以下「判例」という。）、B説（下級審裁判例。以下「裁判例」という。）、C説（有力説）という場合には、A説（判例）を採用することになる。論文式試験に限っては、ごく稀に、A説（判例）を批判して自説としてB説（裁判例）やC説（有力説）を採用することもあるが、こうしたケースはかなり限られている。

また、判例がない場合には、学説を採用することになるが、学説には、通説（又は多数説）、有力説、少数説があり、基本的には、通説（又は多数説）を採用することになる。

もっとも、判例と通説（又は多数説）だけを勉強しておけば足りるわけではない。有力説や少数説を勉強することが、判例や通説（又は多数説）を理解することにも繋がるし、近年の試験傾向からすれば、ある論点について多角的に分析させるために、判例や通説（又は多数説）と同時に、有力説や少数説まで問われることもあるからである。

## 5. 法的三段論法

短答式試験でも論文式試験でも、基本的に、「法的三段論法」に従って問題を処理することになるから、日頃の条文・論点の学習でも、常に「法的三段論法」を意識する必要がある。

### (1) 大きな法的三段論法

法的三段論法とは、本来は、「法規の適用において用いられる三段論法」を意味する。

例えば、甲の乙に対する横領罪（刑法252条1項）の成否が問題となっている場面では、次のようになる。

大前提：「自己の占有する他人の物を横領した者」には、横領罪が成立する

小前提：甲の行為等の具体的事実

結論：甲についての横領罪（刑法252条1項）の成否

大前提・小前提・結論を上記のように整理すると、「自己の占有」、「他人の物」及び「横領」について規範（自分が採用する解釈の内容。以下同じ。）を定立しなくても、法的三段論法に従った答案になるように思える。

もっとも、論文式試験では、法的三段論法の単位をもっと小さく捉える必要があり、(1)の「大きな法的三段論法」を前提として、後記(2)の「小さな法的三段論法」にも従って答案を書くことになる。

## (2) 小さな法的三段論法

司法試験・予備試験の論文式試験（さらには、法律科目の論文式試験全般）では、「自己の占有」、「他人の物」及び「横領」といった法律要件について、規範を定立した上で、問題文中の事実を摘示・評価して、その充足性を検討することが、法的三段論法に従った答案であると理解されている。

つまり、(1)の大きな法的三段論法の枠組みを前提として、その中で、以下のように、法律要件ごとに、小さな法的三段論法にも従って答案を書く必要がある。

大前提：「自己の占有」には、物に対する事実的支配のみならず、法律的支配も含まれる。

小前提：甲は、本件不動産について、所有権移転登記を有することにより、法律的支配を有している。

結論：本件不動産は、甲にとって「自己の占有する…物」に当たる。

## (3) 法的三段論法に従った答案とは？

「大きな法的三段論法」に従った答案というためには、横領罪の成立要件を頭出しする必要があるかという点、それは不要である。犯罪の成立要件などの法律要件は、条文にそのまま書かれているため、敢えて答案で頭出ししなくても、受験者と採点官との間における当然の前提事項（共通事項）となっているからである。

これに対し、法律要件ごとの「小さな法的三段論法」に従った答案というためには、原則として、法律要件の規範を定立する必要がある。法律要件ごとの規範は条文に書かれていないため、答案で明示しないと、採点者において大前提としていかなる規範を前提にしているのかが分からないからである。

このように、論文式試験で法的三段論法における「大前提」として示すことが要求されているのは、法律要件ごとの「小さな法的三段論法」における法律要件ごとの意味としての規範だけであり、「大きな法的三段論法」における大前提である法律要件を頭出しすることは、法律要件の整理が解釈に委ねられているなどの事情がない限り、原則として不要である。

## 6. 司法試験・予備試験の過去問

今の段階で過去問を解く必要はないが、最終的なゴールをイメージできるように、過去問に軽く目を通しておくべきである。以下は、令和6年司法試験・予備試験の過去問である。

司法試験 [https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08\\_00241.html](https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00241.html)

予備試験 [https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07\\_00228.html](https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07_00228.html)

なお、短答式試験でも論文式試験でも、最終的には過去問中心の勉強をすることになるが、論文式試験の対策としては、基礎講義レベルの勉強を終えたら、いきなり過去問を解くのではなく、両者を架橋するものとして、短文事例問題集に取り組む必要がある。これに対し、短答式試験の対策では、基礎講義レベルのインプットを終えたら、直ぐに過去問に取り組むべきである。

## 7. 学習の順序

### (1) 基礎講義の受け方

基礎講義は、複数科目を同時並行的に受講するのではなく、1科目ずつ受講するべきである。法律科目は、相互に関連しているため、ある科目の学習では前提知識として別の科目の理解が必要となるからである。

また、どんどん次のコマへと進めていくべきである。理由の1つ目は、法律の円環構造という性質上、全体像の理解が個別の分野の理解に繋がることにある。2つ目は、基礎講義の受講後に、短文事例問題、論文過去問、短答過去問を進める過程で、基礎講義で学習したことを再度確認しながら理解と記憶の定着を図ることが望ましいことにある。

### (2) 論文式試験と短答式試験の関係

まずは論文対策中心の勉強をするべきである。

短答式試験は、論文式試験で必要とされる知識と解き方を前提とするからである。論文対策中心の勉強により、論文レベルの法律知識と、論文式試験で使う解き方(頭の使い方)を身に付け、これを土台とし、プラスアルファとして、短答式試験に固有の細かい知識や解き方を身に付けることになる。

### (3) 基本7科目の学習順序

基本7科目は、憲法→民法→刑法→商法→民事訴訟法→刑事訴訟法→行政法という流れで学習するべきである。

商法は民法の特則・延長のような位置づけであるから、民法の理解なしに学ぶことはできない。また、民事訴訟法は、民法で認められている権利を実現するための手続である民事訴訟について定めた法律であるため、民法の知識を前提とする。同様に、刑事訴訟法も、刑法の内容を前提としているため、先に刑法を学んでおく必要がある。さらに、行政法については、憲法、民法、民事訴訟法の知識を活用する場面が多いため、最後に学ぶのが効率的である。

憲法と民法の関係については、民法→憲法という流れを奨励している人もいるが、加藤ゼミナールでは、憲法→民法という流れを奨励している。

民法は他の法律科目に共通する基礎的な要素を多く含む法律であるが、憲法とは性質が大きく異なるため、民法を学んだ後に憲法に進むと、その内容が全く関係ないものを感じられることになる。だからこそ、最初に異質な科目である憲法から勉強し、その後、多くの科目の基礎となる民法を勉強するべきである。

なお、憲法は癖が強い科目であるから、基礎講義の段階では、憲法の基本的な理念、条文、判例・学説を覚えるくらいで足り、他の科目も勉強する中で徐々に答案の書き方に慣れていけば足りる。

### (4) 選択科目、実務基礎科目の学習段階

選択科目も実務基礎科目も、基本7科目の延長に位置する科目であるから、基本7科目の学習を越えてから、学習に入るべきである。

特に、実務基礎科目は、民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法に関する知識を実務的観点から角度を変えて問うという性質が強いから、基本7科目の理解がなければ学習のしようがない。

## 8. 学習のコツ

論文式試験と短答式試験の勉強を効率的に進めるコツは、テキストの記述について、「ここまでは論文レベルの知識」「ここからは短答レベルの細かい知識」というように、大まかに境界線を作ることである。

論文対策では、文章の形でアウトプットできる知識を獲得する必要がある一方で、短答対策では、問題を見た時に「これはあの知識だ」と連想できる程度で足りる。このように、論文対策と短答対策とで濃淡をつけながらインプットをするのが望ましい。